

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

環型社会推進課及びオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

目次

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定……(循環型社会推進課)	29
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……(循環型社会推進課)	29
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……(農業施設管理課)	29
○土地改良事業計画の変更の認可……(農業施設管理課)	29
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……(治山課)	30
○津波災害警戒区域の指定……(維持管理防災課)	30
○令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……(財務指導課)	30

告 示

北海道告示第537号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定番号 第429号
 - (2) 指定の区域 紋別郡滝上町字滝上原野2852番(指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。)
 - (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号
 - 2(1) 指定番号 第430号
 - (2) 指定の区域 紋別郡湧別町富美1778番、1831番、3182番(以上3筆について、指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。)
 - (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号
- (「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循

北海道告示第538号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 令和5年北海道告示第205号により指定した区域(虻田郡倶知安町南三条西四丁目2番1の一部)の全部(次の図のとおり)
 - 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 3 講じられた汚染の除去等の措置 掘削除去
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第539号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	令和5.10.7	監事	館田隆壽	石狩郡当別町六軒町7034番地
同	同	同	八木雅人	同 郡当別町当別太1545番地2
同	同	同	竹原陽一	同 郡当別町春日町93番地13
退任	令和5.10.6	同	刑部隆司	同 郡当別町対雁1番地
同	同	同	館田隆壽	同 郡当別町六軒町7034番地
同	同	同	八木雅人	同 郡当別町当別太1545番地2

北海道告示第540号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、令和5年11月6日、下川土地改良区が行う土地改良(維持管理)事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該認可の取消しの訴え

を提起することができる。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第541号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 余市郡仁木町然別497地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
然別497地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第542号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

- 津波災害警戒区域の表示
 - 市町村 北見市
 - 大字等 常呂町栄浦、常呂町岐阜、常呂町北進町、常呂町中央町、常呂町本通、常呂町弁天、常呂町豊浜、常呂町東浜（次の図のとおり）
- 基準水位 次の図のとおり
〔次の図〕は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置

いて縦覧に供する。）

北海道告示第543号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和3年北海道告示第713号及び令和5年北海道告示第46号に基づき道に申請して令和4年度、令和5年度及び令和6年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和5年11月21日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

令和4年度、令和5年度及び令和6年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発

船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 物品の購入及び物品の賃貸借

申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (2) 印刷物の製造及び印章の製造

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ (ア)又は(イ)の機器を所有していること（当該機器を賃借している場合を含む。）。

 - (ア) 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
 - (イ) 印章の製造の場合は、印面作成に必要な機器
- (3) 庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の

2第1項第1号又は第8号の登録を受けていること。

- イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。
- (4) 庁舎等警備

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第9条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

エ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。
 - (5) 庁舎等消防設備保守点検

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の6に規定する消防設備士の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。
 - (6) ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー取扱技能講習修了の資格を有する者が1人以上いること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る実績を有していること。
 - (7) 情報システムの開発

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上その事業を営んでい

ること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間に情報システムの開発実績を有していること。

ウ 従業員の中に、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーがいること。

(8) 船舶の建造又は修理

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き2年以上それらの事業を営んでいること。

イ 個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。

ウ 申請をしようとする月の初日の直前2事業年度分（当該2事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

エ 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。

(9) 林産物の売払い

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る仕入高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとし、受付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和6年12月27日（金）まで随時

注 資格を有することとされた者にあつては、資格を有すると認められた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体（情報システムの開発に限る。）

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めたる者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は3の表に定める申請書類の提出先において交付するものとする。

また、北海道のホームページ（アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/sikaku_m/sikaku_main.html）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、物品の購入、印刷物の製造、印章の製造及び物品の賃貸借の資格審査の申請（以下「物品の購入等の資格審査の申請」という。）を注書の方法により行う場合にあっては、申請書類の提出先は、出納局会計管理室調達課とする。

資格の種類	申請書類の提出先	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
物品の購入	出納局会計管理室 調達課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課（主たる営業所の所在地が石狩管内にある者については出納局会計管理室調達課）
印刷物の製造		
印章の製造		
物品の賃貸借		

庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		
情報システムの開発	総合政策部 次世代社会戦略局 情報政策課	総合政策部 次世代社会戦略局 情報政策課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室 (石狩振興局、檜山振興局、宗 谷総合振興局及び根室振興局を 除く。)

(注) 物品の購入等の資格審査の申請及び情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより北海道電子自治体共同システム (<https://www.harplg.jp/>) にアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、物品の購入等の資格審査の申請については出納局会計管理室調達課、情報システムの開発の資格審査の申請については総合政策部次世代社会戦略局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第7に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（物品の購入、印刷物の製造、印章の製造、物品の賃貸借、庁舎等清掃、情報システムの開発及び船舶の建造又は修理に限る。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないことと

なったとき。

- 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

- 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。